

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 47 2014年2月4日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判】



3ダム栃木訴訟

東京高裁判決に対する抗議声明

2014年1月27日

ムダなダムをストップさせる栃木の会控訴人団

ムダなダムをストップさせる栃木の会 弁護団

1. 本日、東京高等裁判所第4民事部（裁判長田村幸一）は、ハツ場ダム、南摩ダム、湯西川ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟に対する判決を下した。判決は、控訴人らの主張を全く理解することなく、不当にも以下述べるように控訴人らの主張を退けた。
2. 本判決は、①ハツ場・思川開発事業・湯西川ダムの治水負担金の判断枠組みとして、地方公共団体の国に対する独立性を認めない、すなわち地方には国の判断を取り消す権限がないとして、著しい合理性を欠き看過しがたい瑕疵がない限り、違法と認めることはできない、②思川開発事業の利水負担金については、裁量論を採用し、人口・1日最大供給量など水道用水供給事業としての今後の見通し等に鑑みて、政策的には撤退もありうるが、違法性判断に照らすと撤退しないとの判断が違法なものとはいえ

ない、③ハッ場ダムの貯水池周辺のダムサイト及び地すべり等の危険性については、平成23年の検証検討報告書の際に、従来の3か所に加えて、新たに8カ所で対策が必要となる可能性が判明し、補強対策の検討が必要であるとしていながら、ダムそれ自体が著しい合理性を欠き看過しがたい瑕疵があるとはいえない、④法的に環境影響評価義務が生じるとは解されないとし、公金の支出命令が違法であるとはいえないとして請求を棄却した。

3. こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受けとめようとしないうちで、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。
4. こうした判決であるが、思川開発事業の利水負担金については、「被控訴人が思川開発事業から撤退することも政策的には十分に考えられるところである」とか「政策としての当否はともかく」と述べているのであり、これらは本来、判決の主文の理由としては必要性がないもので、裁判所があえて、このようなことを述べているのは南摩ダムの必要性がないと考えていることに外ならない。県は、この判決の意図を汲み、思川開発事業から撤退する判断をすべきである。
5. 本日の判決は、司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他都県の住民訴訟の控訴人らとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。そして、皆様のご支援をお願いする。

以上

行政の裁量権を限りなく大きく認め、 ムダな公共事業を奨励する判決

3ダム訴訟・控訴審の判決が1月27日（月）に東京高等裁判所101号法廷で言い渡されました。控訴人らの主張をすべて退け、行政の裁量権を限りなく認める不当な判決でした。

- ① 南摩ダムは水の貯まらないダムであり、水収支が成り立たないことは国のデータを用いた運用試算でもはっきりしているとの控訴人らの主張に対しては、「**貯水が常にできないダムであると言えず、かえって貯水が可能な時期も十分にあって、取水制限等の方策をとれば、最低貯水量程度は常に確保できるダムであることが出来る**」とし、
- ② 栃木県には南摩ダムの水を必要とする水道計画がなく、水が必要とされている2市3町（栃木市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町）においても地下水が豊富にあって現在の保有水源で十分賄えるため思川開発事業に参加する必要はないこと等の主張に対しては、「**地盤**

沈下の傾向がなくなり、または沈静化したとまで評価することも困難である。結局県南地域において、地下水源からの転換を困る必要性がなくなったということとはできず、また、安定的な水道水の供給を確保する観点からは、地下水の汚染が生じた場合等に備えて地下水源に比重がかかり過ぎる現状から転換し、そのバランスを確保する必要性は、依然として認められるというべきである・・・地盤沈下防止のために水道用地下水の採取を抑えることが必要であることは否定できない」とした。

③ また栃木県が水道用水供給事業の具体化を全く検討していないことに対しては、「**まだ認可**は取得できていないものの、**県と関係市町とが協議会、検討部会を発足させているし、地下水から表流水への一部転換をするための目標年度や目標値も設定している**。確かに、**認可に向けた動きが鈍かったくらい**があるものの、**認可申請には、南摩ダムからの利水確保が不可欠の要素であると考えられ、南摩ダムが未だ着工に至っていないことからするとやむを得ない面がある**」とし、水道法、地方自治法、地方財政法に反するとは断定し得ない、と県の裁量権を限りなく容認しました。

④ 栃木県は利根川から5kmも離れており、利根川の氾濫は栃木県には及んでおらず、ハッ場ダムによって治水上の著しい利益を受けることはないとの主張に対しては、「**栃木県において治水上の利益がないとはいえない**」「**ハッ場ダムによって栃木県が河川法上の「著しい利益」を受けると判断されたことが不合理とはいえない**」とし、控訴人らの主張は全く採用されませんでした。

(太字部分は判決文の引用)

判決全文はハッ場ダム訴訟のHP (<http://www.yamba.jpn.org/>) をご覧ください。

この判決に納得できない控訴人らは直ちに最高裁判所へ上告手続きを行い、他県の住民訴訟の控訴人らとも連携し、引き続き戦いを続けることになりました。今後とも皆様のご支援をお願いいたします。

ヤマナシお花見会

(南摩ダム建設予定地での自然観察会)

4月26日(土)にダム建設予定地の鹿沼市上南摩で恒例のヤマナシお花見会(自然観察会)を開催予定です。多くの方ご参加をお待ちします。なお、現地の工事(県道付け替え道路の工事)の進捗状況によっては、急きょ中止となる可能性もありますことをご了承ください。念のために事前に事務局まで問い合わせいただければ幸いです。



判決後、記者会見する原告側の弁護士—東京高裁

判決は、三つのダム事業の治水負担金について、著しく妥当性を欠く場合に限って、地方自治体が国の判断を拒むことができることを認めた。いずれも「著しく合理性を欠くとはいえず、違法ではない」とした。

一方、ハツ場ダムの地滑りの危険性について「補強対策の必要がある」と認め、利水事業が争点となり

3ダム訴訟

一審も住民敗訴

原告側、上告の方針

ハツ場(群馬県)、湯西川(日光市)、前摩(鹿沼市)の3ダム建設のための公金支出は違法だとして、市民オンブズパーソン栃木(高橋信正代表)の会員ら

が福田寛一知事を相手取り、建設負担金の支出中止と既に支出された計約1.24億円の損害賠償を求めた住民訴訟の控訴審判決で、東京高裁(田村幸一裁判長)は27日、一審・宇都宮地裁判決に続き、原告側の請求を退けた。原告側は上告する方針。一連のハツ場ダム関連訴訟の控訴審では東京、千葉に続いて原告側が敗れた。

判決は、三つのダム事業の治水負担金について、著しく妥当性を欠く場合に限って、地方自治体が国の判断を拒むことができることを認めた。いずれも「著しく合理性を欠くとはいえず、違法ではない」とした。

一方、ハツ場ダムの地滑りの危険性について「補強対策の必要がある」と認め、利水事業が争点となり

2014年 1月28日
朝日新聞

た恩川開発事業(南摩ダム)は「県が撤退すること」も政策的には十分に考えられる」と述べ、原告側の主張に一部理解を示した。しかし「計画が違法とはいえない」と訴えを退けた。

判決後、原告側代理人の大木一徳弁護士は「行政がすすめる公共事業の無断違いを司法の場でチェックせず、むしろ無断な公共事業を積極的に奨励するものだ」と非難し、「最高裁で引き続き闘いを続けていきたい」と話した。(宮城文)

1部売り(税込み) 新刊110円

東 京 新 聞

2014

2014/1/28

栃木も一審住民敗訴

ハツ場ダム負担金訴訟

東京高裁

ハツ場ダム(群馬県長野原町)など三件のダム事業に反対する栃木県の住民らが、栃木県の事業費負担は違法だとして支出の差し止めを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は27日、住民側敗訴の一審宇都宮地裁判決を支持し、住民側の控訴を棄却した。住民側の代理人弁護士は「無断な公共事業を奨励する判決だ」と批判し、上告する意向を明らかにした。

田村幸一裁判長は、三事業の負担金について「いずれも国土交通相による通知に基づいており、違法かどうかはこの通知が合理性を欠いているかで判断すべきだ」と指摘。その上で「通知の前提となる河川整備計画やダム建設計画に不合理な点はなく、県の予算執行に過失はない」と述べた。

一〇〇四年に利根川流域の一都五県で提訴された住民訴訟の一つで、二審判決は昨年十月の千葉訴訟に続き三例目。いずれも住民側が敗訴している。他の三地裁でも全て住民側が敗訴し、東京高裁に控訴している。

2014年1月28日
東京新聞

年会費納入のお願い

2013年度(2013年4月1日~2014年3月31日)の年会費の納入が未だの方には、振込用紙を同封させていただきます。行き違いになりましたらご容赦ください。高裁の不当判決を得て、最高裁への上告も決まりました。裁判維持のため会費納入にご協力をよろしく願います。なお、カンパも大歓迎です。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：鹿沼市貝島町472-7

TEL：0289-63-1571

FAX：0289-63-1571

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609